# 令和5年度 第1回 長野県青少年問題協議会

日 時:令和5年7月13日(木)

13 時 30 分~15 時 30 分

場 所:長野市生涯学習センター

(T0iG0) 大学習室 2

#### 1 開 会

### ○高野補佐

定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第1回長野県青少年問題協議会を開会いたします。

私は、県民文化部こども若者局次世代サポート課の青少年育成係長の高野と申します。 本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、こども若者局長の高橋寿明より御挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

## ○高橋こども若者局長

県のこども若者局長をしております高橋寿明でございます。どうぞよろしくお願いします。

開催に当たりまして一言申し上げます。

本日は、令和5年度長野県青少年問題協議会の開催に当たりまして、委員の皆様にはお 忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、現在の子ども・若者を取り巻く情勢は、経済的困窮、いじめや不登校、虐待、 SNS に起因するトラブル、ヤングケアラーなど、様々な課題が山積しておりまして、こう した課題の複雑化、深刻化が懸念されるところでございます。

このような情勢におきまして、県では、次世代を担う子ども・若者を結婚、妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく社会全体で支える「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定いたしました。この計画につきましては、昨年度、本協議会におきましても、委員の皆様から施策の実行段階で配慮すべき点や、実効性を高めるための様々な御意見をいただきまして、必要な検討を重ねて策定をしたものでございます。荒井会長をはじめ、委員の皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げます。

県では、今後もこの計画の基本目標であります「夢や希望がかなう笑顔あふれる未来の 実現」のため、子どもや若者が抱える困難に対し、関係機関と連携しながらきめ細かな支援を続けてまいりたいと考えております。

本日の長野県青少年問題協議会は、本県の子どもや若者がいつでも笑顔で健やかに成長し、社会でその能力を十分に発揮して活躍できるように、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について、必要な重要事項の調査・審議等を行うため、法令に基づいて設置をしているものであります。

委員の皆様には、日頃それぞれのお立場で子どもや若者と接して感じている内容につきまして、子ども・若者がより幸せに生きることができる社会づくりを推進するために、忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開催に当たっての挨拶といたします。本日はどうぞよろ しくお願いいたします。

## ○高野補佐

それでは、本日お集まりの委員について御報告をいたします。

昨年、委員の委嘱をいたしました県議会議員の小山仁志委員、小中学校長会の戸谷明子委員、高等学校校長会の吉澤健二委員、長野県公認心理師・臨床心理士協会の山本京子委員の4名につきましては、それぞれ推薦いただいている所属の異動等の事情に伴い、委員の交代をしております。

新たに、県議会議員のグレート無茶委員、小中学校長会の山下由紀子委員、高等学校長会の平林哲郎委員、長野県公認心理師・臨床心理士協会の小澤エミ委員に、前任者の残任期間を任期として委員の委嘱をしておりますので、御承知おきください。なお、新たに委嘱した委員の皆様には、お手元に委嘱状を御用意しておりますので、御査収をお願いいたします。

続いて、本日の協議会の定足数について申し上げます。長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、本協議会の開催には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は委員15名中、出席者13名であり、会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、本協議会でありますが、公開で開催し、後日議事録を県ホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料ですが、お手元にお配りをしております「資料一覧」と書いてあるものがあるのですが、資料は $1\sim5$ のとおりとなっておりますので、御確認をお願いします。

また、別冊として、長野県子ども・若者支援総合計画概要版と「NAGANO VISION BOOK」をお配りしてございます。「VISION BOOK」は今年3月に策定した長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」について、県民の皆様と共に実現したい長野県の将来像や計画の考え方をまとめたものとなっております。

基本目標に「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現を掲げ、子ども・若者の幸福追求を最大限保障されている社会の実現に向け、取組を進めることとしております。

長野県子ども・若者支援総合計画は、この「しあわせ信州創造プラン 3.0」の子ども・若者関連施策の個別計画として位置づけられているものでございますので、「VISION BOOK」も合わせて御覧いただき、御協議いただければと思います。

#### 3 自己紹介

### ○高野補佐

それでは、次第に従いまして、「3 自己紹介」に移ります。

委員に交代がありましたので、委員の皆様全員に、名簿の順に、荒井会長から一言ずつ、 お名前や所属等の自己紹介をお願いいたします。

## ○荒井会長

着座で失礼いたします。

会長を拝命しております信州大学教職支援センターの荒井です。よろしくお願いいたします。

## ○荒川委員

座って失礼いたします。

弁護士の荒川光広と申します。所属は出席者名簿に「弁護士」と記載されておりますが、 長野県弁護士会所属の弁護士になります。よろしくお願いいたします。

## ○伊藤委員

株式会社コミュニケーションズ・アイの伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

## ○小澤委員

長野県公認心理師・臨床心理士協会会長の小澤エミと申します。途中での交代となりますけれども、よろしくお願いいたします。

### ○金山委員

長野県立大学健康発達学部こども学科の金山と申します。よろしくお願いいたします。

#### ○木村委員

諏訪市でフリースクールを運営しております一般社団法人フォースマイルの木村かほり と申します。よろしくお願いします。

#### ○グレート無茶委員

県議会議員のグレート無茶と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろ しくお願いいたします。

#### ○照井委員

軽井沢町総合政策課から参りました照井将人と申します。よろしくお願いいたします。

### ○西村委員

飯田市にあります児童養護施設おさひめチャイルドキャンプの西村と申します。今、長 野県児童福祉施設連盟の副会長をやっております。よろしくお願いいたします。

#### ○平林委員

こんにちは。松川高等学校の平林哲郎と申します。

今年からということになりますけれども、校長会の生徒指導専門委員会の委員長ということで、こちらのほうへお邪魔させていただきます。よろしくお願いいたします。

## ○宮澤委員

諏訪から参りました NPO 法人すわ子ども文化ステーション代表の宮澤と申します。私たちは、チャイルドラインやファミリー・サポート事業等をやっております。よろしくお願いいたします。

## ○矢澤委員

子どもとメディア信州で幹事を務めております矢澤智都枝と申します。よろしくお願いいたします。

## ○若林委員

NPO 法人 Gland・Riche 代表の若林美輪と申します。

安曇野市を中心に中信平で子どもたちの不登校支援から大人のひきこもり支援までを、 居場所等を運営しながら広く手がけております。よろしくお願いいたします。

## ○高野補佐

ありがとうございました。

なお、池田委員、山下委員は、本日御都合により欠席の御連絡をいただいております。

### 4 議事

(1) 長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況及び新子ども・若者支援総合計画の策 定について

### ○高野補佐

それでは、本日の議事に移ります。長野県附属機関条例第6条第1項の規定により議長は会長が務めるとされていますので、荒井会長に議事の進行をお願いいたします。

### ○荒井会長

お世話になります。議長を務めさせていただきます信州大学の荒井でございます。本日は3時半が終了の目途になっておりますので、御協力ください。

最初に議事次第をお目通しください。本日の議事として5点ほど用意をさせていただいております。順を追って事務局からの説明をいただき、皆さんからの御意見を頂戴します。まず、「(1)長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況、そして新たな子ども・若者支援総合計画の策定について」ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

### ○市川補佐

次世代サポート課の市川と申します。座って説明させていただきます。

私のほうから議題1「長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況及び新たに策定した子ども・若者支援総合計画の策定について」、説明させていただきます。

資料1を御覧ください。この4月から、令和5年度から令和9年度の5か年間を計画期間とする長野県子ども・若者支援総合計画がスタートしたところでございます。

資料1でございますけれども、現計画の前の計画の達成目標の進捗状況となっております。前計画につきましては、平成30年度を初年度といたしまして、令和4年度を目標年度とする5年間が計画期間となっております。

令和4年度の指標の状況でございます。前計画におきましては、施策を「子どもを産み、 育てやすい環境づくり」「置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり」 「子どもたちの生き抜く力を育む」の三つの体系に分けて展開しておりまして、一部再掲 を除く 54 の指標が設定されているところでございます。現時点で調査中や昨年度は未実 施の指標を除いた 35 の指標の進捗状況を取りまとめております。

全体の状況でございますが、令和3年度より好転した指標は23、後退した指標は12となっております。

<会議後の資料訂正がありました。>

※令和3年度より好転した指標は22、後退した指標は13に訂正しました。

次に、2の計画策定時に策定した目標で令和4年度において達成している指標についてでございます。計画全体につきましては、効果が現れるまで中長期を要する指標が多く、また、計画策定時には想定し得なかった新型コロナウイルス感染症による影響を受けている指標もございますが、現時点で目標を達成している指標が 18 指標ございます。 2ページにかけて記載してございます。

2ページを御覧ください。昨年度の調査結果により、計画策定時の基準値よりも後退している指標が9指標ございます。後退している指標につきましては、それぞれ記載してございますので、また御覧いただければと思います。

以上が全体の状況となっております。

3ページを御覧ください。 3ページからは個別の指標の状況となっております。

表の見方でございますが、一番左の欄が計画の施策体系の区分、次に指標名、三つ目の欄の上段が計画策定時の基準値、下段が目標値、その次の四つ目の欄が実績、一番右側に現状及び今後の取組の方向性等が記載されております。

実績欄につきましては、上段が令和4年度、中段が令和3年度、下段の括弧書きが令和2年度の実績でございます。この実績値の右側にある矢印につきましては、前年度に対し値が増えているものは上向きの矢印、値が減っているものは下向きの矢印、横ばいの場合は右向きの矢印としております。また、前年度と比較して、実績が好転しているものは白抜きの矢印とし、後退しているものは黒塗りの矢印としてございます。

先ほども申し上げましたが、現在調査中の項目もございまして、全ての実績が出そろいましたら、県のホームページで全体を公表させていただきたいと思っております。

以上が達成目標の進捗状況となります。

続きまして、お配りしました長野県子ども・若者支援総合計画概要版のリーフレットを 御覧ください。

これまでの取組や現状を踏まえ、今年度から新たに長野県子ども・若者支援総合計画が スタートしております。計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間となっており ます。 計画の概要を御説明いたします。1ページを御覧ください。「1 策定の趣旨」でございますが、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を、今後5年間の行動計画としてまとめたものです。

「2 子ども・若者を取り巻く状況」は計画策定の背景でございますが、まず社会全体の状況としては、「少子化の急速な進行」「貧困の連鎖、格差拡大への懸念」「新型コロナウイルス感染症の影響」「社会におけるデジタル化の急速な進展」などが挙げられております。また、子ども・子育て家庭の状況としては、生活や教育の面で生活困窮家庭と一般家庭の格差が、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、さらに拡大するおそれがある状況となっております。

2ページを御覧ください。このような子ども・若者を取り巻く状況などを踏まえた上で、 社会全体で子ども・若者を支えていくための基本目標として、「夢や希望がかなう、笑顔 あふれる未来の実現」を掲げております。

「4 施策の展開」でございます。施策の展開につきましては、基本目標の達成に向けて次の三つの基本方針の下、施策を展開してまいります。

一つ目の基本方針は、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくりでございます。ここは、県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例の行動計画として 定めたものでございまして、就業、結婚、妊娠・出産及び子育てへの支援等を位置づけて おります。

二つ目の基本方針でございますが、誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくりでございます。ここでは、子どもの貧困対策や不登校児童生徒、発達障がい、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子ども・若者への支援を位置づけております。

三つ目の基本方針でございますが、健やかに成長、自立できる社会づくりでございます。 ここでは、子どもが健やかに成長できる環境づくりやインターネットの適正利用、性被害 防止などの健全育成や子どもの意見表明、社会参画等を位置づけております。

この三つの基本方針を掲げまして、3ページ以降の個別の施策を展開してまいります。 議題1につきまして、私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

#### ○荒井会長

ありがとうございました。取組の成果に関する御質問、あるいは今後の進捗に対する御助言等をいただけたらと思います。

冒頭、記録のために御自分のお名前等を付け加えていただくようにお願いします。

#### ○若林委員

NPO 法人 Gland・Riche の若林です。よろしくお願いいたします。

私のほうでちょっと読み取りが浅かったら申し訳ございません。出産や妊娠についての不安ですとか、育てにくさを感じたときにということの指標があるかと思うのですが、こちらの部分に関しまして、例えばですけれども、医療機関の産科ですとか婦人科、小児科の件数の増減があったかどうかとか、病院で相談を受ける方などもたくさんいらっしゃると思いますし、私の近所の産科も、いつも予約でいっぱいでなかなか先生がいないねとい

う話を同じお母さん仲間から聞けたりするのですが、こういった辺りも長野県として医療 との連携のところで何か持ってくると分かりやすいのかなと思います。私が事前に読み解 けていなくて申し訳ないのですが、この辺のところがもしあれば教えていただけたらなと 思いました。

## ○荒井会長

ありがとうございます。資料1の裏面等にあります、理想の子どもの数が持てないといった点と関わって、病院等の数の増減に関する御質問ということでよろしいでしょうか。 すぐにデータはないかもしれませんけれども、事務局の方でお答えできる部分はありますでしょうか。

## ○塩原次世代サポート課長

ありがとうございます。すみません、データが手元になくて申し訳ございませんが、そういった観点が必要だと思っております。まず、資料1の3ページの表の4番目の育てにくさを感じた時に対応できる親の割合なのですが、これは市町村でやっていただいております3、4か月児健診等を中心にやっています。確かに医療機関等も含め、実態を把握する必要があると思いますので、ここも検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

## ○荒井会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。では、お願いします。

#### ○木村委員

一般社団法人フォースマイルの木村かほりと申します。

今、お話にあったところと似たようなところになるのですが、子どもの小児科ですとか、そういった育てやすさの部分のお話だったのですが、子どもと言ってももう少し大きい、中高生くらいの、15歳以上ですとか 10代の頃に、最近、生理痛ですとか、生理に伴う疾患と言えるかどうか分からないのですが、そういったことが不妊にもつながっていくのではないかということです。これは子どものことなのですけれども、これから将来妊娠ということにもつながっていくので少し関連があると思いました。この中にはそういった指標ではないのですが、女性の生理について、そういったところの医療に子どもはなかなかつながりにくいということがありまして、その辺りが中高生あたりでどうなっているのか最近少し疑問に思っていました。

特に、医療費の無償化ですとか、そういったことも絡んでくると、県ではあまり大きな子どもの無料化はしていなくて市町村ごとになっておりますので、そういった観点も含めて、今後調査する予定などがあるかどうか教えていただければと思います。

#### ○荒井会長

ありがとうございました。いわゆる生理痛等による病院の利用の状況等に関して、担当

課としては、いかがでしょうか。

## ○塩原次世代サポート課長

ありがとうございます。恐らく健康福祉部の保健・疾病対策課になろうかと思いますけれども、中高生の生理痛については、私の知る限りですが、データを取るのであればこれからかなと思っております。

ただ、将来の不妊ですとか、そういった関係もございますので、必要性は高いと思いま すので、保健・疾病対策課のほうに伝えさせていただければと思います。

## ○荒井会長

よろしいでしょうか。

では、ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

## ○西村委員

お世話になります。おさひめチャイルドキャンプの西村です。

資料1の7ページに、区分で21なのですけれども、「里親等委託率」の大変細かいところで恐縮ですが、暫定値が19.6%で白の矢印が上向きになっているのですが、これは多分黒の下向きではないかと思います。

県が定めた里親等委託率ですが、里親さんの実数は多分そんなに増えていなくて、今年 度社会的養護の児童養護施設等に入っている子どもさんたちが増えているために、分母が 膨らんで分子があまり変わらなかったので、この率が下がっているのではないかと思いま すので、その辺をまた御検討いただきたいと思います。

それから、もう一つ、同じ資料1の8ページの26番「児童養護施設の入所児童の大学等進学率」が2022年度が40%となっております。正直、私が実際に児童養護施設の施設長ですので見ておりますと、高校生のうち、約3分の1が養護学校の高等部に在籍している子どもです。そうすると、その子どもたちが大学へ行くのは、やはりかなりハードルが高い。一般的な数字、多分その進学率が一般家庭ですと7割~8割、専門学校も入れるともっと高くなると思いますけれども、養護施設の子どもたちはそういうところでは、やはりこの率で考えると実数的には非常に減ってしまうのではないかなと思っております。

ですから、この 40%というのが妥当かどうかというのは私は非常に疑問を感じている ところで、実際はやはりもっと低く出てしまうのではないかなと思っています。感想も含 めてですけれども、よろしくお願いいたします。

#### ○荒井会長

ありがとうございました。資料1を御覧ください。2点ほど御質問と御意見をいただきました。

一つ目が7ページ目の左側の数字ですと 21 の項目のところであります。こちらは暫定 値が 19.6%というところで好転の印がついていますけれども、誤植ではないかとの御指摘です。

## ○塩原次世代サポート課長

すみません、事務局でございます。御指摘のとおりでございます。大変申し訳ございま せんでした。

## ○荒井会長

では、この 2022 (R4) のところの 19.6%の右側の矢印を修正ください。

2点目に関しましては、次のページの8ページ目、左の数字で言いますと 26 番でありますけれども、これは目標値として 40%、県で設定をしているというところですけれども、これは 40%という目標設定が難しいのではないかというところでよろしいですか。 事務局としてこの部分の目標設定の根拠、あるいは御意向等いかがでしょうか。

# <会議後に資料を訂正しました。>

※資料1、7ページ「里親等委託率」2022、19.6%(暫定値)矢印を訂正

## ○内山児童相談·養育支援室長

西村委員、御意見ありがとうございます。児童相談・養育支援室長の内山でございます。 40.0%という目標値を設定した際の経過等をすぐに存じ上げてはいないのですけれども、 確かに高い数字という認識はあるかと思いますが、希望される方が進学できるように、こ れからもいろいろな学習費用の援助ですとか、あるいは進学奨学金等の支援を進めていき たいと考えておりますので、よろしくお願いします。

#### ○荒井会長

よろしいでしょうか。御意見ありがとうございました。 ほかにこの資料1及び計画について御意見いかがでしょうか。 では、お願いいたします。

### ○グレート無茶委員

県議会議員のグレート無茶でございます。

全体的にというか、やはり子どもたちの夢や希望がかなうということが大前提でいろいろ整備されているところが数字であると思うのですが、私は大前提として、では、我々大人たちが果たして夢や希望を持っているのかというところに行き着くと思います。我々大人たちが夢や希望を持っている状況を見せることができていなければ、子どもたちの環境が幾ら整ったとしても、なかなか子どもたちの心を動かすようなことにならないのではないかと私は思っていまして、ぜひ子どもたちに夢を持ってもらいたいと大人が思っているようであれば、もちろんこういった環境を整えるのもいいですけれども、ぜひとも大人たちが夢を持って、例えば子どもに「お前の夢は何だ」と子どもたちに聞いたときに、子どもたちのほうから「では、あなたたちの夢は何ですか」と聞かれたときにきちんと答えられるかどうかというところが大事だと思います。

特に、資料に出せるという問題ではないと思うのですが、心の問題としてぜひ大人たち が夢や希望を持てるような環境をつくることが、子どもたちにとって大事なのではないか なと大前提として思っています。別にこれをどうこう数字に表せというのは無理だと思う のですが、そういった社会になるようにしていければなと思います。

## ○荒井会長

ありがとうございました。

ちなみに、統計データとしては成人を対象とした夢や希望のことについてというのは存在していませんか。分かりました。

現在、ウェルビーイングに関しては、国レベルでも議論になっておりますので御意見として承れたらと思っています。ありがとうございます。ほかに、こちらの計画に関してはいかがでしょうか。では、お願いします。

#### ○照井委員

軽井沢町の照井と申します。よろしくお願いします。

資料1の6ページにあります最上段の指標の15番「地域未来塾登録生徒数」に関してです。これの現状・今後の取組の方向性等のところに、「引き続き、子どもたちの学習機会の提供のために事業実施をする市町村を支援する」ということでまとめられているのですが、これを拝見すると、生徒数は2,000人以上で、取組としてはそれでいいと思うのですが、一方で課題になると思うのが、この地域未来塾を支えてくれるコーディネーターの方とか学習支援員の方の数、つまり子どもたちに対してどれだけの大人で対応できるのかというところです。確かにこの計画は子ども・若者支援の総合計画なので、生徒数が一つの指標になることは十分理解ができるのですが、市町村を支援していくという方向であれば、実際どれぐらいの大人の手の数で支えていけるのか、やはり人材の確保が結構課題だということが挙げられていたので、検討いただけるとか、この指標に追加されなくても何か情報が公開されたりとか、そういったことがあるのかということをお伺いしたいと思いました。

#### ○荒井会長

こちらはいかがでしょうか。

### ○塩原次世代サポート課長

すみません、教育委員会の方で、いかがですか。

#### ○荒井会長

生涯学習課でしょうか。

#### ○山極文化財·生涯学習課指導主事

こちらのほうの情報公開というお話をいただきましたが、コーディネーター数につきましては、信州型コミュニティスクールにおけるコーディネーター数は出ておりますが、地域未来塾の関連した数字は出してはおりません。

支援員のほうにつきましても、それぞれの地域未来塾でどれだけの支援員の方々がお務

めになっているかというところを補助金の関係で調査しているところであります。が、現 状では数字については公表しておりません。

## ○荒井会長

ありがとうございました。現在、本学の大学生もこちらのスタッフとしてお手伝いさせていただいていますけれども、コーディネーターの数の把握は可能かもしれませんが、支援者に関しては、継続的に支援ができる方と単発の方もいて、統計を取るのはなかなか難しいかもしれませんが、進捗状況の把握に努めていただけたらと思います。

ほかに資料1についてはいかがでしょうか。お願いいたします。

## ○グレート無茶委員

この総合計画の1ページ、社会全体の状況というくくりの2番の「社会におけるデジタル化の急速な進展」というところに「インターネット上のいじめやネット依存、あとゲーム依存が進むおそれがあります。」とあり、こういうスマートフォンの取扱いを、以前、昨年か一昨年ぐらいの議題で上がっていたと思うのですけれども、それと2ページの一番最後に「健やかに成長、自立できる社会づくり」ということで、この文の中にやはり書いていないのですけれども、インターネットの適正利用というふうにお言葉でおっしゃっていたのですが、実は昨日、皆さんも御存じかと思いますが、ryuchell さんという方が自殺されました。結局、なぜ自殺をされたかというと、いわゆる SNS の誹謗中傷というところです。

以前もプロレスラーの木村花さんが SNS の誹謗中傷で自殺しました。誹謗中傷を受けたことのない方というのは、そんなのは気にするなと結構軽く考える方が多いと思うのですが、これは非常に重要な問題であって、木村花さんを攻撃された方は、実は長野県民の方だったということで、これが被害者にも加害者にもならないようなことというのをやはり徹底して、今こういう時代ですし、こういうルールを決めている人たちというのが実際はそんなに SNS に関して興味がないというか、あまり分からなかったりだとか、誹謗中傷を受けたことがない、そして、やってしまいそうなことというのも経験がない方たちが多いと思いますので、ぜひともこれは子ども目線になるとかなり重要なことです。

もし、自分たちの子どもが知らずに誹謗中傷をしてしまった場合、簡単に 100 万円以上の罰則を受けます。よく、子どもにスマホを持たせるのなら、もう 100 万円を用意しておけと言われる時代になっていますし、こういった SNS、スマホを持つことの恐ろしさというのをもう少し具体的にやり始めたほうがいいのではないかというふうに私は思っていますので、ぜひとも対策をお願いしたいと思います。

#### ○荒井会長

ありがとうございます。

矢澤委員から取組等を御紹介いただければと思います。いかがでしょうか。お願いいた します。

## ○矢澤委員

子どもとメディア信州の矢澤です。

私たちの団体は、県と協力しまして子どもたちの実態把握ということでミニアンケートを採らせていただいて、それを基に啓発活動を行っております。私たちの団体は、1つの団体ではありますけれど、それぞれは一人一人が教員だったり、医師だったり、子どもに関わる立場で、十数年この問題に関わってきています。

今、委員がおっしゃった課題については、毎回講演の中に取り入れてお話はしているのですが、やっていて少し無力感を感じるのは、やはり大勢の人数に対する講演だったりすると、一人一人の生徒さんまで届いているかなという感じがしています。県のほうで予算を取っていただいて、この講演会の回数もすごく増えておりますし、参加者も増えているのですが、学校を回っていきますと、本当のところはクラスごとでこの学習に取り組みたい、または学年ごとでやったり、私たちが行きますのは、高学年参観日とか低学年参観日、小学校の集会で1、2、3年生全員の参加という感じが多くて、もっときめ細かなお話が必要かなと思っています。

また、県のほうでは GIGA ワークブックなど、現場の先生方が授業の中で1人1台端末を推進していく体制の中で情報モラルを十分指導されておられるのですが、家でのスマホの使い方というのはまた違いますので、そういったきめ細かな指導といいますか、一緒に考える時間を保障していくために、またその辺りでも予算化を考えていただきたいです。そういうことを一緒に中身について考えていく啓発者のネットワークづくりというのも今後必要かなと思っているところです。ありがとうございます。

#### ○荒井会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。では、お願いいたします。

#### ○木村委員

一般社団法人フォースマイルの木村です。

以前もこの協議会の中でお聞きしたのですが、こういった総合計画について、子ども向けの分かりやすい何かリーフレット的なものができないでしょうかという話をしました。 その辺りについて進捗というか、どうなっているか教えていただけたらと思います。

#### ○荒井会長

いかがでしょうか。

#### ○塩原次世代サポート課長

ありがとうございます。3月のこの協議会の場でも御意見をいただきまして、これから 県としても、こども基本法に基づきましてこどもモニター制度ですとか、子ども・女性・ 若者と意見交換の機会を設けていきたいと思っておりますので、それに向けて作成をして いきたいと思っております。

以上でございます。

## ○荒井会長

ありがとうございます。

## ○木村委員

すみません、そういったものができたら、今度はまたそれを使って各学校ですとか、そういった子どもの段階で学んでいくこともできるかと思います。自分たちのための計画を知ることもいいかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

## ○塩原次世代サポート課長

その方法につきましても、幅広く対応していきたいと思います。

#### ○荒井会長

ありがとうございます。 宮澤委員、お願いいたします。

## ○宮澤委員

すわ子ども文化ステーションの宮澤です。

病児・病後児の保育ということで、ファミリー・サポート事業をやっております。かなり長いことやっているのですけれども、一つはチャイルドラインもやっているので、子どもがすごく減っています。毎年カードを配らせていただいているのですが、本当に万単位で子どもが少なくなっているなというのをすごく感じています。

それで、ファミリー・サポートの話をしたいのですけれども、病児・病後児保育を私たちは資格を取りましてやっているのですが、利用が非常に少ないです。というのは、やはり負担が大きいということで、今うちは1時間1,000円でお預かりしているのですけれども、やはり費用が払えないとか、お金がかかるからその制度を使えないという声が聞こえてきます。

本当に必要な人のところに私たちは何とかと思いますけれども、この事業を崩してまではできないということで、非常にいろいろ感じているところがあります。何とか市町村なり、県なりで考えていただいて、病児・病後児だけではなくて預からなければいけない子、今は0歳から保育園に預けて働いている方が非常に増えています。子どもの数は減っているけれども、保育園は0歳から預かっているので、なかなか諏訪も総合的な人数は減っているけれども、実情を見ると、かなりの子どもたちが減っていますので、もう少し手厚くしないと、それから市町村によって支援が違うということを私はやはり長野県として、長野県で子育てしましょうという中で支援の在り方を少し考えていただければと思っています。

#### ○荒井会長

ありがとうございます。資料1の5ページの10番目に関わる部分ですが、こちらのファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の利用が、先ほどの話ですと1時間1,000円ぐらいということで、財政コストがハードルになっているのではないかとい

ったような御意見でした。課として、こちらの課題認識等はいかがでしょうか。

## ○中坪こども・家庭課長

こども・家庭課長の中坪でございます。

病児・病後児保育につきましては、市町村を通じて補助をしているというような実態でございます。ファミリー・サポート・センターでは時間単位1,000円ということでございますが、やはり市町村によってまちまちという実態がございます。ファミリー・サポート・センターだけではなくて、病院を利用したものもありますが、やはり市町村によって単価は違っているという現状となっております。

もっと利用を進めていかなければいけないのではないかと思いますが、この辺は市町村 ごとにというのではなくて、南信州のように広域的な取組について検討してもらいたいな と思いますが、多様な保育のニーズという点でございますので、また少し幅広に考えてみ たいとは思います。

## ○荒井会長

御意見としてということで伺いました。ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

## (2) 長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について

#### ○荒井会長

では、次第をまた御覧ください。二つ目のほうに移りたいと思います。「(2) 長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○塩原次世代サポート課長

改めまして、長野県こども若者局次世代サポート課長の塩原でございます。着座にて説明させていただきます。

資料2でございます。長野県内の子どもの性被害の条例の適用状況について御説明をいたします。

1番でございますが、「県内の子どもの性犯罪被害の状況」でございます。刑法犯、特別法犯、県の条例違反といった犯罪類型ごとに子どもが被害に遭っている件数や人数を表したものでございます。

グラフを御覧いただきますと、年により増減を繰り返しておりますが、令和4年は刑法の認知件数は45件、児童ポルノの被害児童数は23人と増加をしております。

#### <会議後の資料訂正がありました。>

※ 県内の刑法の認知件数は、45件から23件に訂正しました。

また、ページの一番下に掲載いたしました全国の SNS に起因する事犯と児童ポルノ事犯

のうち、自画撮り被害に係る被害児童数でございますが、全国における SNS に起因する事犯は、令和元年までは増加傾向でしたが、以降は少しずつ減っている状況でございます。 自画撮り被害については、令和4年度は令和元年度と同水準となっております。

長野県における SNS に起因する事犯は、令和3年度までは減少傾向でありましたが、令和4年度は一転増加に転じております。また、自画撮り被害については過去最高となっております。

続いて、裏面を御覧いただければと思います。「2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況」でございます。

本条例は、平成 28 年7月に施行されまして、他県の青少年育成条例とは異なり、子どもを性被害から守ることに特化した条例となっております。罰則を伴った規制項目としては、威迫行為による性行為等の禁止や、午後 11 時から翌朝 4 時までの時間帯における深夜外出の制限について定めているところでございます。

表は罰則の適用がある規制項目違反事案の件数について、県警からの報告を基に集計したものでございます。条例 17 条の威迫行為による性行為等の事案につきましては、条例の罰則規定が施行された平成 28 年 11 月 1 日から現在まで、県警から県への報告はございません。

また、条例 18 条 2 項の深夜外出制限違反につきましては、昨年度県警から県に報告はございませんでしたが、これまでの累計は5件でございます。

その下の威迫等に該当しない性行為等、いわゆる第2類型と言われるものですが、これは他県の青少年条例ですと、淫行規定に関して該当するということで適用されるものですけれども、欺きや威迫によらない性行為等、こういったものでございます。これは、本県の条例では罰則規定はございませんが、該当案件は県警から報告をいただくようになっています。昨年度は0件、これまでに5件の報告があったところでございます。

それから3番の長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」につきまして、令和4年度中に受理をした性被害に関する相談件数のうち、被害者の被害時年齢が18歳未満の件数となります。

「りんどうハートながの」は、性暴力に遭った被害者から電話による相談を受け、産婦人科医療やカウンセリングなど被害者が希望する支援を総合的にコーディネートするセンターとして開設したものでございます。一定の資格や経験を持つ専門の研修を受けた支援員が24時間、365日相談を受けております。

被害時年齢が 18 歳未満の件数、30 件の内訳につきましては、意思に反する性交等わいせつ被害が全体の7割を占める状況でございます。

4番は県内の児童相談所の状況につきましては、令和4年度中に県内の児童相談所が相談対応した件数は2,697件、そのうち性的虐待は28件となっております。

続きまして、資料3ページ以下を御覧いただければと思います。令和5年度における「子どもを性被害から守るための取組関係事業」でございます。昨年度から事業の拡充などをした主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、3ページの2、「子どもの性被害予防のための取組支援事業」、4ページの8、「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会事業」、このうちの青少年のネットトラブル相談事業でございます。予算額といたしましては、この2、それから4ページの8

ともに令和4年度と同額でございますが、それぞれ研修会開催への支援回数、ネットトラブルの相談件数の増加等が見込まれているところでございます。

続きまして5ページの15番でございます。「信州こどもカフェ運営支援事業」でございます。予算額は昨年度から僅かに増額をしておりますが、その上にございます14、「地域・家庭における性教育の取組支援事業」における信州こどもカフェを会場といたしました「おでかけ保健室相談事業」と連携して、地域の助産師や保健師の協力をいただきながら、性被害予防などの相談・啓発を進めてまいります。

その下の 18 の「学校生活相談体制充実事業」、19 の「LINE を活用した相談体制構築事業」につきましては、それぞれ予算額を増額し、支援の拡充を図っているところでございます。

それから20の「スクールソーシャルワーカー活用事業」、また6ページの27、の「スクールカウンセラー事業」につきましては、それぞれ継続支援児童生徒数、関係機関と連携件数、生徒からの相談件数ともに増加傾向にございます。予算額もそれぞれ増額しており、様々な悩みを抱える児童生徒に寄り添い、安心して学校生活を送れるよう、事業のさらなる充実を図っているところでございます。

県といたしましては、本日の会議での議論等を踏まえ、子どもを性被害から守るための 取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

7ページ以降は、子どもを性被害から守るための条例の概要などの資料でございます。 また御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

#### ○荒井会長

ありがとうございました。ただいま資料2に基づいて事務局から説明をいただきました。 皆様からの御意見、御質問等をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。 では、伊藤委員、お願いします。

#### ○伊藤委員

コミュニケーションズ・アイの伊藤と申します。

こちらに入っていない資料かと思うのですが、もし御検討をいただければと思うのが教育委員会関係の事業でして、これから部活動等の地域移行が進んでいくと思いますし、それは推進されなければいけないことだと思っています。今、他県においても、教職員の方々の多忙さもあると思うのですが、部活など濃密な関係性が形成されるような場で、わいせつやパワハラという問題が進行するケースがある。それを懸念しています。

先生方はこういった問題についての啓発や研修を非常に繰り返されているにもかかわらず、そういったわいせつ案件も出てくることが大変残念ながらあるという中で、部活の地域移行がされていったときに、地域の指導をされる方々において、こういったハラスメント的なものや、性被害に関わるものについても、やはりお受けいただきたい。相当御無理をお願いして、地域においては受けていただくことが大変難しい地域もあると思っているのですが、子どもたちがいろいろな意味で地域からも守ってもらいながら、自分たちの活動、例えば吹奏楽ですとか、スポーツ等の活動、様々な角度から文化・スポーツ等の活動

を広げていくときに、受け側の指導者の皆さんが研修を受講したうえで指導に入っていただくということを入れていただきたい。予防の面からお願いしたいと思います。

## ○荒井会長

現状の部活動指導員、あるいは外部指導者に対する研修の在り方という点では、こういった項目も含めてどのようにされているのかという情報提供をいただくことは可能ですか。

## ○中沢教育政策課長

教育政策課長の中沢と申します。今日スポーツ課がいないので、代わりにお願いします。 指導員ですが、現状もそれぞれの学校で部活動の指導員にはこういったハラスメントと かそういったことの研修等を行っているということと、あと、今後地域移行の際にはとい うお話ですけれども、やはり各市町村教育委員会も気に留めておりまして、先行してモデ ル的にやっているところも、やはりそういった研修をしっかりとやろうということで取り 組んでおりますので、今後もそういったことに気を使いながらやっていきたいと思ってい ます。

## ○荒井会長

よろしいですか。

### ○伊藤委員

本当にお取組ありがとうございます。ぜひ行っていただきたいということと、こういった性被害以外にも、適切な休息を取る。部活動やそういったもので、今、子どもたちが適切に休みを取りながら部活動の推進がされているかというと、土日ですとか大会とか、または外部からいろいろな御依頼があったときに、果てしなくと言うと変かもしれませんが、ほとんど全く休みがない活動の仕方もあるようです。

ですから、小中高含めて、適切な部活動の運営というものについて、非常に熱心な御指導があることはありがたいことであると同時に、健全な育成という点で配慮をお願いしたい。

### ○荒井会長

貴重な御意見ありがとうございました。ぜひというふうに思っております。共感します。 ほかにこちらの部分についてはいかがでしょうか。では、お願いします。

#### ○木村委員

一般社団法人フォースマイルの木村です。

こちらの「相談体制・居場所づくり」の信州こどもカフェのところで、LINE を活用した相談のことが書かれてあります。信州こどもカフェ、それから子ども応援プラットフォームが 10 圏域にありますけれども、個々のこどもカフェや居場所などの相談の取組というのは、非常に大変というか難しくて、なかなか広がりが難しいのかなと思っています。、せっかく 10 圏域にプラットフォームというものがありまして、これは次世代サポート課

でも進めているので先ほどの一つ目の議事にも出てきましたけれども、そういったあらゆるものを活用しての広報ですとか、今までもお話が出てきています研修会ですとか、こども食堂、こどもカフェでの行うものが、こういうものがあるというようなことを周知するのに、せっかくある制度を使ってほしいなと思っています。

あとは LINE の相談ですけれども、これも今、私のところの団体でも、公式 LINE へのチャットで夜中に相談が来たりですとか、本当に子どもたちはなかなか人に話せないとか、電話ができないとかそういったときに、LINE だと何とか言葉を発することができるというところで、かなり効果的なのではないかと思います。ただ、県でもやっていますけれども、なかなか体制が難しいとは思います。何かいい方法でこういった相談事業を今後進めていただきたいと思っています。

あともう一点、学校での性教育がどのようになっているのかをお聞きしたいのですが、 数年前に具体的な性についての教育よりも、差別・人権という意味で差別問題とかそうい うことを中心にやっているような話を聞きましたが、本当に具体的な性のことをきちんと 教育することで、性被害というのは防げるのではないかと思うのですけれども、現状どう なのでしょうか。

### ○荒井会長

ありがとうございました。御意見と後半は御質問ということで、現状の教育現場による 性教育のありようについて、情報提供いただくことは可能でしょうか。

#### ○中瀬保健厚生課課長補佐

ありがとうございます。保健厚生課です。

性教育に関しては、国のほうの学習指導要領に細かく載っておりまして、要領に沿って 教職員のほうで児童生徒の発達段階に応じた指導がなされるように研修会等を実施してい るところでございます。

#### ○荒井会長

ありがとうございます。文部科学省のほうで「生徒指導提要」が作られておりまして、 昨今、改訂されましたので、そちらも御参照ください。ほかにはいかがでしょうか。 では、荒川委員、お願いいたします。

### ○荒川委員

弁護士の荒川でございます。もう既に実施されているかもしれないですが、一応意見と して述べさせていただきたいと思います。

事業内容としていろいろ多岐に渡って対応していただいているかと思うのですけれども、 やはりこういうインターネットの適正利用などというところですが、子ども本人がなかな か自分でコントロールというのは難しいというところもあると思います。そういう場合に は、やはり親御さんのほうでそういうコントロールはできるべきだと思うのですが、なか なか親御さんのほうでそういう危機感を持っていないとか、そういったところから自画撮 りなどというのが出るところもあるのかなと思いますので、もう既にされているかもしれ ませんが、親御さんへの情報提供というか、こういう問題があるということを気づいていただくような支援や事業等を実施していただければと思います。なかなか研修で来てくださいと言っても、親御さんはお忙しいとかで来られないこともあると思いますので、情報提供等をしていただければと思います。

もう一つは、インターネット適正利用で性被害と直接関わりはないのですけれども、やはり昨今話題になっている闇バイト等であったりとか、あとは消費者被害、親御さんのクレジットカードを勝手に使ってしまうとか、あとはインターネットで変な契約をしてしまうというのが高校生だと成人年齢を超えて自分で契約できることもありますので、そういったところもぜひインターネットの適正利用の講義などに含めて御講義いただければ、とても被害の防止に資すると思いますので、御意向いただければと思います。以上です。

## ○荒井会長

ありがとうございました。

一旦、よろしいですか。今の御意見で親御さんに向けた、いわゆる若者世代の親対象の 事業というのは、現状ではいかがでしょうか。

## ○塩原次世代サポート課長

それでは事務局でございます。

資料2の3ページの2の「子どもの性被害予防のための取組支援事業」ということで、こちらにつきましては、子どもとメディア信州様にも大変御協力いただきまして、情報モラル教育ということで研修会を開催しております。よく PTA の総会等に合わせてお子さんと一緒に親御さんも集まったときに研修会を開催させていただいたり、あるいは、親と子が一緒に同じテーマで勉強する機会というのを設けているような状況でございます。

## ○荒井会長

ありがとうございます。

では、宮澤委員、失礼しました。お願いします。

### ○宮澤委員

宮澤です。

チャイルドラインにかけてくる子どもの中で、家庭で性被害を受けている子どもがいるんですね。それは外へ出してはいけないというか、うちのことだからということで、性被害は家庭の中で起きているというケースがかなりあるのではないかというのを感じています。

それに伴って、子どもが性被害だけではないのですが、暴力に遭ったことを言っていいよという。ですから、そのことを自分の中で閉じ込めないで、やはり何とかしなければいけないというところが、子どもたちはやはり言っちゃいけないんだとか、家庭のことをいろいろ言っちゃいけないという気持ちがすごく強いです。チャイルドラインなどでも「誰にも言わないよ」という、そういう約束の中でやると結構いろいろなことが出てきていま

す。

そういう中で、私も CAP に関わって塩尻の子どもたちの前で言ったのですが、やはり権利という、生きる権利だけではなくて、逃げていいんだよとか、自分の身を守ることをきちんと教育して教えていかなければいけないのではないかと感じています。人にばかり守ってもらうのではなくて、自分の力の中でできることをという、そこのところの教育なりを子どもたちに教えていくということがすごく今大事ではないか。親がずっとついているわけではない。

家庭の中で暴力が起こっている中で、ではどうするのかということで、やはりそこは生きる力になるのではないかと。予防ばかりやっているのではなくて、きちんと子どもたちに、こういうときにはこうしていいんだよとか、こういう力があるんだよということをやはり私たちが強く、大人の側から訴えていく必要がありますし、すごく大事ではないかと思います。

ですから、私は家庭の中で結構な数の性暴力が起きていると思います。それはもう外に 出ていないので、子どもたちも非常に今コロナで余計に家庭の中にいるということが増え ているので、ちょっと怖いかなという現状も受け止めて、私たちもできることは何がある かを進めていかないと子どもの性被害はなくならないと思います。

## ○荒井会長

貴重な御意見ありがとうございました。

データの部分で改めてお聞きしたいのですが、現状で1にある県内の刑法の認知件数45件と児童ポルノの被害児童数23人というところに非常に危機意識を持たなくてはいけない状況にあるのではないかと思います。警察からの統計データを記載いただいているかと思いますが、昨年度までのものと比べると特異的な状況になっていると思います。原因を含めてどのように捉えられていらっしゃいますでしょうか。

## <会議後の資料訂正がありました。>

※ 県内の刑法の認知件数は、45件から23件に訂正しました。

#### ○塩原次世代サポート課長

事務局でございますが、刑法の認知件数が増えておりまして、これについては単年度ということもあるのですが、実際、警察が把握した、あるいは被害の申出があった件数が増えているのは事実だと思います。ただ、少し中長期的な傾向等も見たいとは思っております。

それから、児童ポルノですけれども、被害児童数がこれも14人から23人と増えております。警察から報告をいただいているのですけれども、例えば1人検挙された方の携帯の中から複数の子どもの画像が出てくるということであれば、被害者の数が増えるというようなこともあるかと思いますけれども、増えていることについては、非常に重く受け止めております。

それから、一番下の SNS や自画撮り数も増えております。これも、特に自画撮りについては、今回、刑法の改正等もございましたけれども、グルーミング等の関係もあって規制

が入ると思ってはいるのですが、これも令和3年度に比べると非常に増えておりますので、 この辺についても警察と相談しながら、対策や啓発等をできればと思っているところでご ざいます。

以上でございます。

## ○荒井会長

ありがとうございます。今しがた話題になりましたとおり、法令上の大きな変化がありますので、また次年度以降、進捗等報告いただきたいと思っております。

こちらの二つ目についてはよろしいでしょうか。

# (3) ヤングケアラー支援対策推進事業について

### ○荒井会長

続きまして、また次第を御覧ください。(3)「ヤングケアラー支援対策推進事業について」、事務局から説明をお願いします。

## ○高野補佐

次世代サポート課の高野と申します。

私からは、資料3によるヤングケアラーの支援ということで説明をさせていただきます。ヤングケアラーにつきましては、まだ法令上の明確な定義はございませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことを言いまして、子どもの年齢や成熟度に合わない重過ぎる責任や作業を負担することにより、学校に通えないとか、友達を遊べないといった、子どもらしい生活を送ることができなくなっているほか、学習面の遅れや将来の進学や就職に影響を与えてしまうというおそれがあるということで、懸念されているところでございます。

また、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないこと、社会的認知度の低さから表面化がしにくい構造となっておりまして、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげることが重要となっております。

そのため、こども若者局と県教育委員会では、令和3年度から4年度にかけまして、ヤングケアラーに対する適切な支援策を検討するために実態調査を実施いたしました。その結果の一部を抜粋したものを1ページ目に記載してございます。

調査対象は、県内の小学 5、6年生から大学生までとして、各学校を通じましてウェブによりアンケート調査を行いました。この3番目が調査結果についてですが、表の①がヤングケアラーの割合となっております。これは、「家族の中であなたがお世話をしている人はいますか」との質問に対して、「いる」と回答した児童生徒の割合になっております。小学生が11.6%、中学生が6.3%、高校生が2.1%、大学生が4.5%の結果となっており、県内にも一定数のヤングケアラーがいること、また、年齢が低くなるにつれて、お世話をする人がいる人の割合が高くなる傾向にあること、小中学生では全国平均を上回る割合でヤングケアラーがいることが判明しております。

表の②~④につきましては、①でお世話をしている人が「いる」と答えた児童生徒に対

して質問した回答結果となっております。②のお世話について誰かに相談したことの有無につきましては、いずれの年齢においても半数以上が相談したことがないと回答しておりまして、その理由としましては、「相談しても何も変わらないから」「家族以外に相談するような悩みではないから」との回答割合が高く、最初から相談することを諦めている児童生徒がいることが推察されます。

③につきましては、お世話をすることで経験したことですが、これはお世話をしていることによる家や学校での影響を質問したものになります。影響が「特にない」との回答が最も多かったのですが、次いで「自分の時間が取れない」「勉強をする時間が取れない」との回答が多く、学校や日常生活に影響が及んでいることがうかがえます。

④の周囲に期待する支援につきましては、学校や周りの大人にしてもらいたいことはないか聞いたものです。いずれの年齢においても、回答としては、期待する支援は「特にない」が最も多かったのですが、次いで多かったのが「自分のことについて話を聞いてほしい」「自由に使える時間がほしい」となっており、本人の話を聞き、お世話の負担が軽減されるような具体的な支援を必要としている児童生徒が一定数いることがうかがえました。調査結果については以上となりますが、調査結果の概要版につきましては、本日の参考資料としてお手元に配付してございます。また、さらなる詳細につきましては、県のホームページにて公表しておりますので、御覧いただきますようよろしくお願いいたします。続きまして、2ページ目の「ヤングケアラー支援対策推進事業について」のところをお願いいたします。

以上の実態調査の結果を踏まえ、ヤングケアラーの支援体制を強化するために、記載の 事業に取り組んでいるところでございます。

まず、コーディネーターの配置ということで記載がございますが、6月に県のヤングケアラー・コーディネーター2名を長野県社会福祉協議会に配置いたしました。ヤングケアラーに関わる問題は、家族が抱える様々な問題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があるため、課題解決のためにはヤングケアラー本人だけではなく、その家族全員を支援していくというケースが多いと言われておりまして、市町村や学校、福祉サービスなどの支援機関との連携が非常に重要となっております。これらの機関との調整を行い、支援につなげていくのが、コーディネーターの役割となります。

ヤングケアラー・コーディネーターは、②に書かれている業務を実施してまいりますけれども、そのうちいくつか御紹介させていただきます。

まず、「ア 専用相談窓口の設置」ということでございます。これは字のとおり、ヤングケアラーを早い段階で見つけ出し、必要な支援につなげるために、専用の相談窓口を開設したものでございます。ヤングケアラー当事者から、お世話に関する悩みや進路や将来への不安や悩みを電話や専用の Google フォームで受け付けるほか、その家族や学校関係者、福祉関係者など、周囲の大人からの相談を受け付けまして、ヤングケアラーの実態把握と具体的な支援に役立ててまいります。

専用窓口が6月22日に開設いたしましたが、6月末までに問合せと相談を含めまして15件ほどございました。そのうち、個別の対応が必要と思われるものも数件、中にはございました。今後は、ヤングケアラーの当事者がさらに相談をしやすい体制とするために、LINE等のSNSを活用した受付方法も検討しているところでございます。

続きまして、「ウ 市町村のヤングケアラー支援体制構築の支援」ですけれども、ヤングケアラーの支援のためには、県としてもコーディネーターを配置したり、専用相談窓口の開設を行っておりますけれども、住民に身近な市町村において、相談支援につなげられることが望ましいことから、市町村レベルでの支援のネットワークが構築できるよう、ヤングケアラーコーディネーターを中心に、市町村や学校、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら、市町村レベルでの支援体制の構築、支援を図れるよう支援を行ってまいります。全ての市町村においてネットワークが構築できるよう、今後進めてまいります。

そのほかに、「エ 外国語対応通訳派遣支援」ということで、日本語が苦手な家族のお 世話をしている子どもに対する支援となります。親御さんが外国人であったりして、日本 語の読み書きが苦手な場合、親御さんが病院へ行くとか市役所へ手続に行く場合に、子ど もを通訳として読み書きの補助として連れていきまして、そのために子どもが学校を休む というようなケースが現状としてあると聞いております。日本語が苦手な家族がヤングケ アラーの通訳に頼らずとも、通院や行政の手続が行えるように、通訳を派遣していくとい うものになります。

現在まで具体的な相談は来ておりませんけれども、さきの実態調査におきまして、家族の通訳をしている子どもというのが、小学生が60名程度、中学生が40名程度いることが判明しておりますので、今後相談業務を行う中で、このようなケースに該当する場合には、通訳者の派遣ということも視野に入れた支援を行ってまいりたいと考えております。

概要につきましては以上でございますけれども、ヤングケアラーの対応といいますのは、 県にとっても、また市町村におきましても、まだまだこれからというのが現状でございま す。市町村担当者会議等を通じまして、好事例を共有しながら県下全域における支援体制 の構築を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

#### ○荒井会長

ありがとうございました。資料3について事務局から説明をいただきました。 こちらについてはいかがでしょうか。 では、平林委員。

### ○平林委員

松川高校の平林です。よろしくお願いします。

ヤングケアラーというところで、先ほど定義についてまだ明確でないという話がありましたが、確かに現場でも、果たしてヤングケアラーと言えるのかどうかというところの判断が非常に難しいなといつも思っています。

生徒たちと話をしている中で、これは明らかに過重なのではないかという家事を行っている生徒などがいるような気もするのですが、実際、本人たちはその自覚がなかったりという形で、これはやはり少し大変だなと、先ほどの性被害とかそのほかのものもそうだと思うのですけれども、子ども自身がこれはおかしいかなということを発信できるという、そういった部分を少し育てていかないといけないかなという形は考えています。

そんな形で、このヤングケアラーという問題はその他いろいろな問題にも絡みながら、

非常に難しいなと思いながらやっていますけれども、先ほどあったように、コーディネーターを配置していただいたり、SSW 等と連携をするという形がありましたけれども、ぜひ学校でつかんだものについて、また関係機関等へつなげるところを充実させていただいて、またいろいろと御支援いただければ非常にうれしいかなと思います。

個人的に一つ、今、面白いなと思ったのは、先ほど事業内容で外国語対応通訳派遣支援 というものがございましたけれども、これは意外と高校生の需要は高いのかなと思ってい ます。結構、欠席の理由とかで「家族の通院」ということで休む場合が、ここのところ少 し多いかなという気もしていますので、ぜひ、また御指導いただければありがたいと思い ます。よろしくお願いします。

## ○荒井会長

貴重な御意見ありがとうございました。 ほかにはいかがでしょうか。では、西村委員、お願いします。

## ○西村委員

児童養護施設おさひめチャイルドキャンプの西村です。

個人的な感想なのですけれども、ヤングケアラーという片仮名で言ってしまうと、どうもぼやけてしまうような気がしています。ヤングケアラー、あるいはケアリーバーとか、私どものケアワーカーとか、片仮名でできていると、何か非常におしゃれと言ったら失礼かもしれないけれども、どうもそんなふうな気がしていけないと思います。

それで、実は今日少し面白いものを持ってきたのですが、これは厚労省が出したポスターなのですけれども、この一番上に「家族を支えているヤングケアラーは、かっこいい」と書いてあるのですよ。これを見たときに私は、え、こういう感覚かと思いました。「でも、一人で頑張らないで、誰かを頼ったっていい」と。もちろんこれはトータルで見るのが一番いいのですが、上の3行だけ見てしまうと、格好いいのかと思いました。

ですから、これがどうも少し私たち専門家として見ているのと、一般に啓発活動をしているのとギャップがあるような感じがしています。本来とは少し違うのですが、感じたので、言わせていただきました。

もう一つ、先ほど平林先生もおっしゃいましたけれども、やはり家庭の用事であるとか、 兄弟の面倒を見ている良い子が実はヤングケアラーだったというケースが非常に多いよう な気がします。ですから、数字的には、まだまだ探っていくともっといるのではないかと。 どこか一本、筋を通していくと、その後ろにいろいろな専門家がいるので、できるだけや はり早く発見してあげたいというのが感想です。

#### ○荒井会長

貴重な御意見ありがとうございました。 ほかにはいかがでしょうか。では、若林委員からお願いします。

#### ○若林委員

NPO 法人 Gland・Riche の若林美輪です。よろしくお願いいたします。

やはり先ほどからも御意見がありますように、これは本当に定義とかがばらばらで難しい問題だなというのを感じております。

そんな中で、私が実際に行ってみてよかったなと思う支援をしている団体が大阪にありまして、そこは障がいのあるきょうだいがいる「きょうだいの会」という、きょうだいたちの支援をしているところがあるのですけれども、そこを見てきますと、実は自分のきょうだい、お兄ちゃんだったり、妹だったりが障がいがあって、結構自分が行きたいところに行ったり、外食を親とするのも遠慮していたりというような子たちが、家族の前でも友達の前でも、学校でも言えない思いを、同じような境遇の同じような年齢の人たちには、「本当はやってらんねえよ」みたいな本音が言える、「俺だって、こうしたいんだ」というようなことで、とても自分の気持ちを言い合って、そこはキャンプをやったり、そういったことをしている団体なのですけれども、こういったアンケートを取っていくこともとても難しい問題で、しかも、どの系統といいますか、これが普通というのを決めるのもすごく難しいとは思うのですが、もう一律で、例えばそういった障がいがあるきょうだいを持つ子どもたちの集まりだったり、イベントだったりというのを企画していく中から、こういう子たちが出るかもしれないということを見越したような事業ですとか、サポート体制というのをいろいろ全国に既にやっているところがあるので、長野県でもこういったことが積極的にできていったらいいのかなと思って聞かせていただきました。

すみません、ただの一意見なのですけれども、ありがとうございます。

### ○荒井会長

ありがとうございました。 ほかにはいかがでしょうか。 では、先に木村委員、いいですか。

#### ○木村委員

すみません、一般社団法人フォースマイルの木村です。

この2ページ目の専用相談窓口の設置ということで先ほど説明していただきました。 1 ページ目のほうの調査結果で相談ができない、相談することではないという結果が出ているのですが、やはり専用相談窓口なのでしょうかというのが疑問でもあるのですが、よりそういった方に届くようにするのに、結構な割合で今もお話があったように、きょうだいですとか親御さんの障がいや病気に関わると思います。各市町村の福祉に関わる福祉課ですとか社協といったところか、あと、例えば虐待のことを周囲の方も言ってくださいというような形と同じように、先ほど言ったこどもカフェですとか、地域の居場所ですとか、地域の方もこの専用相談窓口に、「隣のうちの子が困っているようだ」とか、「こども食堂に来ている子が、今こんなことを言っている」というのが言えるような、そういった周知の仕方というか、誰でもここに相談することができますというような形で、本人は自覚していないし、相談できないことを踏まえた相談体制につなげることをやってほしいということも思っています。

あと、貧困とかと同じように、やはり大人が困っている状態が起きていて、子どもが困った状態になっているということがあると思います。事実、私の周りでも、ヘルパーがな

かなか見つからず、障がいの度合いによって対象でない親がそういう状態だったときに、 やはり子どもがヤングケアラーの状態になっていたというのを見ましたし、そういったと ころに細かく障がいを持っていたり、病気だったりする親・きょうだいの裏にヤングケア ラーが潜んでいるのではないかという目で担当者が見えるような体制を取ってほしいと思 います。お願いします。

## ○荒井会長

ありがとうございました。 では、照井委員、よろしいでしょうか。

#### ○照井委員

軽井沢町の照井と申します。

資料の調査結果の報告書の概要版の4ページと資料3と書かれたほうの2ページのヤングケアラー支援対策推進事業についてというところを照らし合わせながら今、私は手元を見ています。

私がこの資料を拝見させていただいたときに、結構重大な問題ではないかと思ったのが、概要版の4ページにあります調査結果(児童・生徒・学生編)のお世話をしている家族の状況(小学生)というところの父母に対するところで、「わからない」のところにグリッドがあると思うのですが、55.6%という数字が出ていて、この「わからない」というのは、重大な問題ではないかと思っています。

恐らく、ケアをしている側がお父さん、お母さんの状況が明確に分かっていないということを意味していると思うのですが、とすると、どういうふうにまず動けるのか、対策ができるのかということで、また御用意いただいた事業内容と照らし合わせながら思っているのですが、まず、「わからない」という数字がかなり高いところに対して、どういうふうにアプローチをかけていくのかというところの今の御認識と、例えば次にアンケートを取ったときに、減ることがいいとは思うのですが、どこか理由が明確なところに移っていけるのかどうかという算段というか、そんなところもお伺いできればと思います。現在、ここをどういうふうに捉え、お考えになっているかというのを聞きたいと思いました。

### ○荒井会長

ありがとうございました。概要版の4ページ目のところのデータを軸に御質問をいただきました。こちらは小学生の5、6年生対象で、御家族のお世話をしていることの理由が果たして分かるのかは非常に悩ましいと思うのですけれども、事務局のほうでこの辺はいかがでしょうか。

#### ○塩原次世代サポート課長

御質問をいただきありがとうございます。

調査結果の概要版のところで、小学生を対象とした結果のところで「わからない」が 55.6%というふうになっております。これについては、正直、詳細な分析等につきまして はこちらでも苦慮しているところかと思います。 この調査は5、6年生以上に対して調査したのですが、5、6年生以上であれば、ある程度自分の状況についてしっかり伝えることができるのではないかということで、5、6年生以上ということで切ったのですが、恐らく「わからない」の55.6%の中には、その上にありますような、例えば介護が必要ですとか、身体障がい、知的障がい、こころの病気など、こういったものが幾分なりとも分かってくるのではないかと思っております。ただ、全国の調査も実は同じような傾向でございまして、その辺がまだ反省としてあるのかなと思っております。

この部分につきましては、今後のアプローチですけれども、県に2名のコーディネーターを配置しております。市町村でも相談窓口を設置したり、あるいは独自にコーディネーターを配置したりして対応しているケースがありますので、県のコーディネーターはそういった個別のケースを支援する中で、それぞれのケースを蓄積して解明していって、こういったことなのだなというのを分析していく必要があると思っているところです。以上でございます。

## ○照井委員

ありがとうございました。

もう一点だけすみません、追加でお願いしたいのですが、高校現場でヤングケアラーと思われる生徒と面談をした経験があって、そこからなのですが、この分からない部分が増えていくと怖いのが、その面談した生徒が世代間連鎖をしていくということをすごく問題に思っていて、要は分からないという状況が続いたときに、分からない上にどんどん世代をわたって連鎖してしまうというのが怖いのかなと思っていて、おまとめいただいた支援対策推進事業についての目的のところですけれども、現在、ヤングケアラーというような問題が出てきたところに対して、要はこのような対処をしていくという意味で事業内容を設定するということももちろんあるかと思うのですが、次に、問題が発展していかないためにも連携を構築する必要があったりとか、これから起こり得る問題を防いでいくというような、そういった文言もどこかに見えると、そうした連鎖を防いでいくという意味で事業に取り組んでいくというメッセージが伝わってくるのではないかと思いましたので、一つ意見として申し上げます。よろしくお願いします。

### ○荒井会長

ありがとうございました。 ほかにはいかがでしょうか。 では、最初に伊藤委員から。

#### ○伊藤委員

ありがとうございます。今の照井委員の指摘はとても大事だなと思って伺っていました。 私も現場をしていて、抑鬱状態を抱えていても、親が自分の状態を明確に子どもに伝え ているわけではない。それで、親自身も自分の状況の変化がなかなかわからない中で長期 化していく。県として包括的に家族全体も含めた課題として考えていかなければいけない と同時に、長期的に見ていかなければいけない。ぜひ現場でもそういった情報を注視し、 長期にわたって見ていただくということも重要だと思いました。

ヤングケアラーが大人の困難の裏にいるというお話があったのですが、では、その困っている大人自体が、自分の困難の裏に子供の困難があると気付けるのか。また困難を抱える大人は社会的な接点があるはずです。その社会的接点にいる方々、その方の後ろにあるかもしれない子供の困難に気づいて、啓発をしたり相談窓口へつなぐことも重要と考えます。ケアラー御本人だけではなく、大人自身が受診したとき、障害支援を受けているとき、生活保護を受けているとき、また、経済的困窮に入り始めたり、何か自分自身では分からないけれども、うまくいかなくなっているときに、その影響がもしかしたら子どもに出始めているのではという啓発も必要かと思います。

ある意味、子どもの将来にわたって、近い未来に負担をかけさせているのかということに気づけるような、やはり啓発的なものというのを、医療機関や福祉事務所、要は彼らが接点を持つ、困難な大人が接点を持つ場所やそこの人たちに、そういったものをぜひ用意をしていただきたいというふうに思います。

ポスター1枚、心療内科に貼っていただくだけでも、精神科ではなく、そういった方々が内科ですとか、整形外科とかいろいろな形の受診もあるかもしれないので、そういった医療機関等の連携も踏まえて、そこにいる子どもたちの隠れた抱え込んでいて異常とは思っていないかもしれないけれども、あなたたちが本当にその人らしく生きていくことに対して何か足かせになっているものに対して、親自身が気づいてもらえるような、先ほども西村委員に御紹介いただいたようなポスターだけではなく、もっと啓発的な、大人に向かっての工夫というものを御検討いただけないかと思います。

#### ○荒井会長

ありがとうございました。では、続いてお願いいたします。

## ○グレート無茶委員

県議会議員のグレート無茶でございます。

先ほど少し西村さんからもお話がありましたけれども、ヤングケアラーという言葉自体の一般的に知名度はどれぐらいあるのかということをすごく思っています。このアンケートの中で子どもたちは分かっているようだったのですが、一般的な大人たちがヤングケアラーと聞いて誰が分かるかと言ったら、今のところは多分関心のある人しかヤングケアラーの意味が分からないのではないかと思ったりするのですが、この辺のデータはありますか。

例えば、そのヤングケアラーに関して、先ほど木村委員もおっしゃっていましたけれども、児童虐待というのは基本的には本人というよりはその周りの人が、あのうちは児童虐待しているのではないかという報告を受けて調査に行くというようなこともありますので、今回のヤングケアラーに関しても、やはり周囲の方が「あれ、おかしいのではないか」と気づいたら、相談窓口というか、報告というかができる窓口というのも必要なのではないかと。それはもちろん他人事なので、すごくプライベートなことに十分気をつけることが必要だと思うのですが、アンケートの結果を見たら、自分ではなかなか現状に気がついて

いない子どもたちがいる中で、周りが気づいて手を差し伸べるという状況も必要なのでは ないかと思います。

## ○荒井会長

ありがとうございます。 今の1点目のデータはいかがでしょうか。

## ○塩原次世代サポート課長

データは県のほうではやっておりませんで、国のほうにあったか少し微妙なところです。 記憶がなくて申し訳ございません。ただ、委員のおっしゃるとおり、そんなに高くはない かと思います。

それと、周りの方が気づくべきだというのはおっしゃるとおりだと思っておりまして、 今回出した相談窓口ですけれども、当事者ですとか、学校関係者、ヤングケアラーを一番 発見しやすいのは学校現場だと思いますので、そういった方たちからの相談も受け付けま すし、一般の方々の相談も受け付けておりますので、周りでおかしいというか、気になる 子がいれば、遠慮なく電話をかけていただいたり等をしていただければと思っております。

## ○荒井会長

では、グレート無茶委員。

#### ○グレート無茶委員

先ほどの西村さんの話ではないですけれども、ヤングケアラーという言葉、例えばお年 寄りがお年寄りを介護する老老介護というのは非常に分かりやすいなと思うのですが、や はりヤングケアラーとなると格好よく映ってしまう可能性が十分あります。ヤングケアラ ーを日本語に直すと何と言えばいいでしょうか。

### ○塩原次世代サポート課長

難しいですね。

### ○グレート無茶委員

という、その辺りかなと思います。すごく抽象的な話かもしれないですが、ぜひ分かり やすい言葉を使ってお願いしたいと思います。

#### ○塩原次世代サポート課長

分かりました。また考えさせていただければと思います。

それから、少し補足させていただきたいと思いますが、先ほどのヤングケアラーを発見するのは学校現場で子どもたちの異変に気づくというのもあるかと思います。それから、大人のお世話をしているということで、大人に関わる支援者の方、ケアプランをつくるケアマネジャーですとか、そういったあたりが気づくケースも多いかと思います。

実は、昨年ですけれども、介護支援専門員協会を通じて、ケアプランに子どものケアを

入れているケースがあるかどうかを調査いたしました。県の介護支援課で調査したのですが、やはり複数でそういった例がありまして、それについては、即座に改善するような形で通知等を出したと承知をしております。

関わる支援者ですとか大人がヤングケアラーを発見する、そういったチャンスを逃さないような形で取り組んで行きたいと思います。

## ○荒井会長

ありがとうございました。

数点、お願いしたいと思いますけれども、今しがたいろいろ議論がありましたときに、 法令上の位置づけがないので、なかなかそもそもつくられた新しい課題がようやく可視化 されてきたということかと思います。当事者が当事者としての自覚がないというのが一番 難しいスタートラインかなと思っています。

お配りいただいた資料のヤングケアラーはこんな子どもたちですというところを、もう少し生かしながら、少し自分自身がどうかとか、あるいは関わっているお子さんはどうかなということを確認しながら自覚していくというような仕組みもあってしかるべきではないかなと感じたということが一つです。

もう一点は、今回この支援事業がようやくスタートしてこれからかと思いますが、先ほど、6月22日から1か月ぐらいで15件のお問合せがあったということで、ぜひこの15件をきちんとケアしていただく必要があるかなと思っています。

どちらかというと、今回の支援の柱は業務内容を見ていただければ分かるように、窓口やネットワークの構築や支援体制の構築ということで、今後、恐らくあり得るのは、当事者は生まれを選べませんので、個別具体的な家事支援やレスパイトケアとか、そういった直接的に生活改善に生かせるような補助制度を設けていただけたらと思います。具体的な実態把握の次につながるような支援が出てこないと、相談を受けるだけで終わってしまうことになりかねませんので、ぜひ御検討ください。

あと、虐待と同じような構造だとするならば、「189」のような形で、少し啓発の在り方というのも、長野県を発信地としながら検討していくことも必要だと感じました。

### (4) 長野県発達障がい情報・支援センターについて

#### ○荒井会長

それでは、続きまして(4)に移りたいと思います。新しくスタートしました長野県発達障がい情報・支援センターについて、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○玉井係長

県民文化部次世代サポート課の玉井と申します。

県における発達障がい児・者への支援強化ということで、発達障がい情報・支援センターの開設についてお伝えいたします。着座にて失礼いたします。

一つ目の部分になりますが、発達障害者支援法に基づきまして、これまで長野市内の長 野県精神保健福祉センター内に設けておりました県直営の長野県発達障がい者支援センタ 一の役割と働きをより強くするため、この4月から松本市内の信州大学医学部附属病院へその業務を委託しております。名前は、長野県発達障がい情報・支援センターと改めております。名前に情報の文字が入っておりますが、この点については、後ほどお伝えいたします。

近年、発達障がいの判定等を受けている県内の児童生徒、小中学生でございますけれども、令和4年度時点で約1万人と年々増加しております。このほかに、判定はないのですが、何らかの発達特性があるとみられる小中学生は約1万4,000人おりまして、合わせて約2万4,000人、児童生徒全体の約10人に1人が該当しているという状況でございます。

これまでの発達障がい者支援センターでは、約 40 年前に自閉症に関する支援機関として生まれておりまして、関係機関等との支援を進めてきておりますが、発達障がいという言葉が皆さんにとって珍しくない言葉となっている今、時代と社会の移り変わりとともに、その役割を広げる必要が生じております。

このため、二つ目でございますけれども、県内各圏域支援者の支援技術の向上という部分でございますが、県では、約10年前に、県内10圏域に全年代・分野でアドバイス等ができる専門的な知識と経験を有した発達障がいサポート・マネージャー、通称サポマネを各1名配置してきておりまして、各々の圏域で支援者の相談役ですとか、つなぎ役となる支援者支援を務めてもらっているところでございます。

このサポマネ 10 人が、この4月から発達障がい情報・支援センターの兼務職員となりました。具体的には月に1回程度、センターが所在する松本の旭町庁舎に勤務し、個別ケースなどの情報共有を図っております。

こうすることで、各圏域の課題をセンターで集約・検討したり、サポマネにとっても、 センターからの助言や研修を通して、支援力向上につなげまして、医学的知見に基づいた 支援が可能となります。

また、発達障がいを抱える当事者やその御家族、地域社会に対しては、医療だけでなく、学校をはじめとした教育機関、それから地域の障がい者支援施設といった福祉関係と共に支援を進めていく必要がございます。乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、保育現場、学校、職場等の各ライフステージに応じた支援ニーズへの途切れがない的確な対応も大切だと思っております。

このため、三つ目の部分でございますけれども、関係機関との新たな連携体制の構築といたしまして、信州大学教育学部とのつながりを持ち、学校現場での対応力向上や支援プログラムの開発を検討するなど、特に教育分野との新たな連携促進が可能となっております

次の2ページ目でございますが、各機関の体制や関係図でございます。今、お話しした 内容を一部イメージ化したものとなります。

真ん中辺りの太枠囲みになっておりますセンターの体制でございますが、センター長は、NHK の『プロフェッショナル 仕事の流儀』にも出演をされました発達障がいを専門とする日本屈指のスペシャリストで、乳幼児期から成人期まで、長期にわたって診察を続けるという世界的にもまれな臨床研究を持つ、信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部長で精神科医の本田秀夫教授に務めていただいております。

また、副センター長には、県内の特別支援学校で教育相談業務に当たってこられた宮内

かつら先生と、発達障がいに関する著書・論文を多く執筆されている信州大学教育学部の 高橋知音教授に担っていただいております。このほか、当病院の子どものこころ診療部の 医師3名と、県から派遣している心理職の職員1名等で運営しているところでございます。

全国には、発達障がいの旗を掲げる支援センターが約100か所ございまして、その多くがこれまでの本県のように都道府県、あるいは政令市の直営や社会福祉法人の運営でございますが、大学病院での運営というのは全国初となっております。

現在、世の中には、発達障がいに関する様々な情報があふれております。しかし、届くべきところにまだ情報が行き届いていないというところもございます。この新しい体制で、より確かな知見に基づいた情報発信をしてまいります。この情報発信に一層力を入れていくことから、「情報・支援センター」という名称といたしました。

ページが飛んでしまうのですが、4ページの次の1枚紙、「ホームページ開設のお知らせ」というページでございますけれども、この6月からセンターのホームページを立ち上げまして、情報収集等、センターの発信を進めているところでございます。今後さらに中身を充実させる予定でございまして、ぜひ掲載しているQRコード等から御覧いただければと思います。

最後に、3ページに戻るのですが、今お話した方向性をもう少し細かいところで整理した事業計画書でございます。一部重複しますので、一連の説明は割愛いたしますけれども、裏面の事業内容の表のとおり、取組といたしましては、一つ目として協議会などの運営を通じた関係する機関との連携、それから二つ目といたしましては、各種研修や講師派遣による支援者支援のための人材育成、3番目・4番目となりますが、ホームページによる情報収集ですとか、地域住民向けの講演会等による情報発信や普及啓発などを進めていく予定です。

それから、5番目として、窓口として当事者からの直接的な相談支援という、電話相談に限るのですが、そういったものをセンターで行っております。

繰り返しになりますが、こうした取組を教育学部・医学部を有する信州大学が運営することで、教育機関と医療機関、そして発達障がいサポート・マネージャーの派遣による福祉機関との連携を十分図りまして、発達障がい者支援を今後も強化してまいります。

説明は以上でございます。

### ○荒井会長

ありがとうございました。資料4を使った説明をしていただきました。こちらに関して はいかがでしょうか。

では、伊藤委員、お願いします。

#### ○伊藤委員

コミュニケーションズ・アイの伊藤です。よろしくお願いいたします。

以前、この情報を踏まえてお話を伺ったときに、一つだけどうしてもお願いしたいとお 伝えしているところで、今日の2ページのセンターの機能強化の表の関係でお願いしたい のですが、真ん中の一番右側「要支援者」のすぐ横、「各地域(支援者等)」と書いてござ います。それでいろいろな支援が並んでおりますが、ここに就労を入れてほしいです。企

## 業、または団体等の就労に関わる支援です。

今、療育手帳を持った方々等はもちろん、企業現場にたくさん障がい者雇用の法定もありますので入ってきておりますが、その中にやはりこういった情報を企業側が必要としていて、それは、長期にわたって安心して働いてほしいから、その方々とどう向かい合っていくかということを就労にかかわる方々は重要に感じております。

ですから、この支援のところに民間企業をはじめとした企業団体、経営者協会などそういったところもそうかもしれませんが、就労に関わることを入れていただくことは難しいのかどうか、お願いします。

## ○荒井会長

ありがとうございます。昨年も御発言いただいたことと同様の御質問かと思いますけれ ども、いかがでしょうか。

## ○塩原次世代サポート課長

すみません、就労関係はハローワークしか入っておりませんので、様々な団体等、それから個別に企業等もあるかと思いますので、入れさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

## ○荒井会長

よろしくお願いいたします。 ほかにはいかがでしょうか。 では、小澤委員、お願いします。

#### ○小澤委員

長野県公認心理師・臨床心理士協会の小澤です。

今、こうして拝見させていただいておりまして、実際に臨床の学校現場の中で、不登校の生徒たちの中に、多く発達障がいを抱えている生徒がいらっしゃいますが、この発達障がいというふうに一くくりで言いましても様々な生徒たちがいらっしゃいまして、それぞれ多くの課題がありますが、非常に難しい場合の一つに、最近スクールカウンセラーなどの声で耳にするのが、いろいろな能力を持ちながら、なかなかその能力が発揮できずにいらっしゃるお子さんについてです。家にこもってしまいながら、どこかにつながることがしにくいというような声もお聞きしております。

事業内容(1)イ「人材育成」というところでは、直接対応する支援者の人材育成の中に、こういった能力を発展的に伸ばしていけるような点も含めていただきたい。今後、ホームページ作成では情報発信の充実もぜひお願いしたいところでございます。

もう一点ですけれども、虐待とかヤングケアラー、これまでの性的被害とかいろいろな面にも関係してくることですが、様々な逆境を体験しているお子さんにとっては、時にトラウマ症状が発達障がいのような症状として見られる場合もございます。発達障がいへの理解促進に合わせて、トラウマ症状に関しての理解も同時に促進することも、発達障がいへのサポートがより洗練されていくものになるかと思いますので、ぜひ御検討いただけれ

ばと思います。

## ○荒井会長

ありがとうございました。 2点の貴重な御意見をいただきました。御検討いただけたら と思います。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

## ○グレート無茶委員

グレート無茶でございます。

やはり発達障がいというのも、先ほどのヤングケアラーではないですが、「障がい」という言葉をつけることは果たしてどうなのかなと。むしろ私は、発達障がいの方というのは個性であり、才能であり、逆に国の宝ではないですけれども、そのように思っておりまして、それこそ言葉がヤングケアラーみたいな格好いい言葉になってもいいのではないかと個人的に思いますが、周囲の理解というものが必要になってくるのではないかと思います。

企業で発達障がいの方を雇用された方から聞いたのですが、やはり周りの方が、この方が発達障がいだと理解ができると、すごく企業がうまく回るけれども、発達障がいということを隠すといろいろなトラブルが起こるということが結構あるようです。ですから、周囲の発達障がいということに対する理解があれば、非常に発達障がいの方も生きやすく、個性が発揮できる世の中になるのではないかと思うので、あまり発達障がいということで、それをどうにかしなければいけないとか、100人いたら100人の発達障がいの方の種類があると思うので何とも言えないのですが、発達障がいだからどうこうというところに抑える必要もないのではないかとも思っております。以上です。

#### ○荒井会長

ありがとうございました。

ほかにこちらの件に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。 ありがとうございます。

### (5) 信州型フリースクール認証制度検討会議について

### ○荒井会長

終わりの時間が迫ってきておりますけれども、最後の「(5) 信州型フリースクール認証制度検討会議について」ということで事務局から説明をお願いいたします。

#### ○玉井係長

次世代サポート課の玉井でございます。

引き続き私から、資料5「信州型フリースクール認証制度構築事業」と、これに伴い設置されております認証制度検討会議について御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

まず、「1 目的・ねらい」といたしまして、不登校児童生徒の多様な学びの選択肢を確保するため、信州型フリースクール認証制度構築のための有識者会議を県が開催いたしまして、フリースクール等民間施設に対する公的支援の在り方を検討する新しい取組でございます。

「2 現状と課題」でございますが、県内の不登校児童生徒数につきましては、全国の傾向と同様にここ毎年増加を続けております。数字は、県内の小中学校における年間 30 日以上学校に通えていない児童生徒数ということで、7年前の2倍に増加しているという状況です。

また、口頭で恐縮ですけれども、県内フリースクール等民間施設を利用する児童生徒数についても年々増加を続けておりまして、行政で把握している範囲ですが、この5年程度で3倍以上に増加、直近の令和3年度の数字ですが、県内の児童生徒300人が利用しているといった状況でございます。

こうした中での課題の一例といたしましては、フリースクール等民間施設の多くは利用料を無料、もしくは低額に設定しておりまして、財政基盤が脆弱な場合も多く、公立等の学校と比べ、必要な教材や専門人材による充実した学びが提供されていないといったケースもあるところでございます。

フリースクールの利用料は、国の調査結果では平均すると月額3万円程度と言われておりますが、運営形態も様々ございまして、団体の寄附金や他事業の収益を回している施設もございまして、ほぼボランティアで運営しているところもあるというのが実態でございます。また、課題の一例ですが、確認できているだけでも県内70以上のフリースクールがございますが、施設同士の特に広域的なつながりや連携、それから学校、市町村教育委員会との関係が希薄なケースもありまして、子どもたちの将来を見据えたよりよい支援につながっていないのではないかというような施設も中には見受けられます。

それから、「3 事業の方向性」ですが、こういった背景を踏まえ、多様な学びの場の選択肢を増やすため、県の支援が必要と判断いたしまして、本年4月に信州型フリースクール認証制度検討会議を設置いたしまして、現在、公的認証制度の創設に向けて様々な御意見を頂戴しているところでございます。

会議の委員につきましては、4の(1)のとおりでございます。13名で構成されておりまして、この青少年問題協議会会長の信州大学の荒井准教授に座長を務めていただいております。

学識経験者のほかには、市町村教育委員会関係や小中学校の各校長会にも参画いただいております。市川委員以下6名については、公募委員ということでフリースクールの運営者、それから不登校経験者や保護者のお立場として御意見をいただいております。

また、当課のほか、県の教育委員会、それから各教育事務所が事務局やオブザーバーとして参加しております。

(2)検討内容でございますが、信州型フリースクールとして認証要件とすべきかどうかという項目について、現時点では 20 項目近くについて御意見をいただいております。例えば、職員に教員免許や心理士など、何らかの資格が必要かというようなスタッフの資格要件ですとか、週1回開所の施設もあれば、週5回のところもある中で、開所日数を条件とすべきかなど、施設の開所日数やこれまでの実績、それから、児童生徒が在籍する学

校との連携をどの程度求めるのか、あとは学習計画、場合によっては支援計画や活動計画 といったようなものの作成を求めるかどうかというような項目例について、委員の皆様か ら様々な御意見をいただいているところでございます。

「5 スケジュール」については、2ページを御覧いただければと思います。本日午前中にも会議がございましたが、既に4月から4回開催しております。本年度の上半期で全6回の協議を行いまして、その中で頂戴した御意見を参考にしながら、下半期にかけて具体の要件決定、支援の手法検討を重ねる予定でございまして、来年度からの実施を目指しています。

最後ですが、全県的な課題ということもありまして、義務教育年齢の児童生徒に対しての支援も想定されることから、制度の構築に当たっては、市町村や学校等との連携も必要であると認識しておりまして、市町村教育委員会や小中校長会などを通じ、検討状況等についての説明を始めているところでございます。ぜひ多くの関係者の御理解と御協力をいただければと考えております。

説明は以上でございます。

## ○荒井会長

ありがとうございます。時間が超過しており申し訳ありませんけれども、こちらの件について御意見を承ればと思っております。いかがでしょうか。

では、お願いいたします。

#### ○木村委員

一般社団法人フォースマイルの木村です。

こちらを報告いただきまして、今しっかり話し合われているところだと思っています。 今まで出てきた話も全てそうなのですが、子どもを取り巻くこの環境についての取組とい うのが、様々な課がたくさんあって、今日も出席している県の担当課の方もたくさんいら っしゃると思うのですけれども、どうかいろいろな課が連携していく、まずは県の中でも 連携していただいて、県の福祉分野、教育分野、もっとほかにも様々なところがあると思 うのですけれども、そういったところもぜひ連携していただけたらと思っております。

これからも話合いが進んでいくと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

#### ○荒井会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

こちらに関しては、今、話にありましたけれども、現在議論が進行中ということでございますので、また機会を改めて仕組み・概要の説明等がされることかと思います。引き続き御尽力いただけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは時間が超過しておりますので、ほかに何か御意見いかがでしょうか。ないようでしたら、ここで事務局にお渡ししたいと思います。よろしいでしょうか。

闊達な御議論をいただきましてありがとうございました。では、事務局のほうにお返し します。

# 4 閉 会

# ○高野補佐

荒井会長、委員の皆様方、御熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

本年の青少年問題協議会は、今後の情勢等に応じまして2回目以降の開催を検討させていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回長野県青少年問題協議会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

(了)